

2008年 3月19日

愛媛労働局

局長 本川 明 様

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会長 木原 忠幸
連合愛媛 中小共闘センター委員会
委員長 三瀬 明

要 請 書

貴職におかれましては益々ご清栄のことと存じます。また、日頃からの愛媛県における労働行政推進のご努力に対し、心より敬意を表します。

さて、私ども連合愛媛は2008年春季生活闘争を取り巻く情勢を、「大手企業業績の史上最高益更新、株主配当や役員報酬の大幅増加などとは対照的に、相次ぐ社会保障関係費・税負担の増加で、労働者の家計は追い詰められている。その主たる原因は、増え続ける非正規労働者などの低所得者層の増加により、労働分配率が低下していることにある。その中で二極化が拡大し、さらなる『格差拡大・固定化』への道をたどっている。」と捉えています。よって、今次闘争の取り組みを「格差社会からの脱却に向け、実質賃金の改善と長時間労働の是正により、すべての労働者の生活改善実現を目指す春闘」と位置づけ、闘いを展開しています。

一方、愛媛に働く労働者の生活・労働実態は、一部の大手を除けば企業業績の回復と反比例する形で「賃金の抑制や不払い残業」、「不当解雇をはじめとする法令違反の横行」、「非正規の不安定な労働者の増加」、「税・社会保障制度での負担増」など、ますます厳しい状況に追い込まれています。そして、これらのことが規模間・業種間・男女間など様々な格差を拡大させています。

このような現状を打開し、労働者が普通に安心して暮らし、働き続けられる社会を実現することは、政・労・使共通の課題であります。

そこで、監督ならびに指導的立場にある貴職に対し、下記の項目について要請致しますので、文書回答とともに要求の実現に向け格段のご努力を賜りますようお願い申し上げます。

— 記 —

1. 雇用・労働対策全般について

(1) 雇用のミスマッチ対策について

愛媛の労働市場の状況や求人情報等を迅速・的確に把握し、求職者の様々なニーズに適応可能なハローワークサービスの充実に努めること。また、求人情報の各種募集制限条項の撤廃を指導し、広く優秀な人材の採用を企業に促すこと。さらに、ハローワークでの募集要項が、実際の労働条件と異なるケースがあり、離職の一因ともなっているため、厳正な掲載を企業に指導すること。

(2) 若年者の雇用対策について

愛媛県の若年者の雇用環境改善のため、「失業者」「新卒者」「在学者」といったステージごとに、若年者就職支援センター『愛 WORK』の活用や『日本版デュア

ルシステム・トライアル雇用事業・インターンシップ制度』の推進、『ジョブパスポート事業』の普及など、きめ細かな支援を強化すること。また、増加の一途をたどるニート問題の対応策として、えひめ若者サポートステーション等の支援強化を図ること。さらに、学校教育における職業観の醸成を図るプログラムを、関係企業・諸団体と連携し推進すること。

(3) 高齢者の雇用対策について

改正『高齢者雇用安定法』について、「原則、希望者全員を継続雇用する」という趣旨を踏まえ、県内の全企業を対象に制度化を迅速に図るよう指導徹底すること。特に、形式的・一方的な労使協議実施による『就業規則化』とならぬよう指導徹底すること。また、シルバー人材センターやシニアワークプログラム事業の活用など、高齢離職者に対する就業支援を充実させること。

(4) 母(父)子家庭への雇用対策について

再就職のための職業訓練や就業支援等、自立支援に向け育児に配慮した体制を充実させること。また、受け入れ側の企業における保育施設整備等、企業の受け入れ態勢の拡充促進を図ること。

(5) 障害者の雇用対策について

- ①法定雇用率未達成企業に対し、その度合い（年数・員数）を精査し、場合によっては、企業名公表を前提とした厳格な指導を行うなど、障害者雇用促進に努めること。また、範を示すべき公的機関においても、さらなる指導徹底を行うこと。
- ②「障害者自立支援法」を踏まえ、障害者の職業能力開発の支援を強力に推進すること。

2. 公正なワークルールの確立について

- (1) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」および「賃金不払い残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知徹底と臨検監督・違反に対する是正指導を強化し、違反事業所に対する再監督や悪質なケースは積極的に企業名を公表するなど、不払い残業等の労働基準法違反の一掃、過重な長時間労働の排除に厳格な指導監督を行うこと。
- (2) 事業主への労働関係法令の周知徹底を図るとともに、労働者からの相談や申告には親切・迅速・的確に対応すること。また、この労働相談等での違法行為の疑義があった場合は、迅速に事業主への事情聴取・事業場への立ち入り等を実施し、適正な監督・指導を行うこと。
- (3) 改正「男女雇用機会均等法」については、①差別禁止範囲の拡大 ②妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い禁止 ③ポジティブアクションの推進等の追加項目を周知徹底させ、職場に働く全ての人が個人の能力を充分発揮できる職場環境整備を図るよう、事業主に指導すること。
- (4) 4月1日より施行の改正「パートタイム労働法」に関し、適正な準用が図られるよう厳格な監視・指導を実施すること。

- (5) 愛媛県内においても、派遣事業者並びに派遣労働者が急増している。派遣労働者の保護および就業条件の確保に関して、派遣労働者からのヒヤリング並びに派遣元事業場への立ち入り等による個別指導を実施するとともに、「労働者派遣事業適正運営協力員」制度の有効活用を図ること。さらに、請負事業場への立ち入り実態調査を実施し、偽装請負の一掃を強力に推進すること。
- (6) 外国人労働者問題について
 - ①外国人研修・実習制度の適正な運用、法令違反情報の収集に努め、計画的な立ち入り監査等で厳格な指導を実施すること。特に、中小零細企業での外国人労働者問題に監視を強化すること。
 - ②外国人労働者からの相談等に対し、専門の担当窓口を設けるなど、より実効性ある体制を強化し、対応・支援すること。

3. 労働安全衛生について

- (1) 県内の死傷災害（休業4日以上）は一貫して減少傾向にあるものの、死亡災害は平成16年度の23人の最少から、25人（平成17年度）、28人（平成18年度）、24人（平成19年度途中）と減少傾向が一転し増加傾向にある。要因としては、発注者・元請・下請各間の連絡・連携・管理体制の不備等が考えられるので、それらの点に力点をおいた十分な指導を行うこと。
- (2) 『労災防止指導員』の一層の活用のため、定期的なパトロールを実施すること。その際、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）導入などを、中小事業主に助言できるよう『労災防止指導員』への講習会参加や研修の機会を設けること。
- (3) 過重労働による健康障害の防止、職場におけるメンタルヘルス対策などの拡充に努めること。特に、4月1日から労働安全衛生法における長時間労働者（月100時間超の時間外労働）への医師による面接指導義務が、労働者50人未満の事業場にまで適用されるが、適正な運用になるよう監視・指導を行うこと。また、同じく4月からの定期健康診断等の項目変更についても、適正な実施が図られるよう指導すること。
- (4) 派遣労働者に労働災害が発生した場合は、派遣元・派遣先の責任区分を明確にし、徹底した再発防止指導を行うこと。

4. 仕事と生活の調和・両立（ワーク・ライフ・バランス）支援について

- (1) 『育児・介護休業法』の周知徹底を図り、仕事と生活の調和・両立が図れるよう環境整備を図るとともに、事業主に対し適正な運用・活用がなされるよう指導すること。
- (2) 『次世代育成支援対策推進法』の周知徹底を図り、300人以下の事業主に対しても行動計画の策定を促し、法の趣旨および内容を全事業所に周知啓発させること。
- (3) 両立支援対策をより実効性を挙げるために、事業主のみならず社会全体として、『ファミリー・フレンドリー企業』への取り組みを推進せざるを得ないように、その取り組み内容自体が企業の付加価値となるような創意工夫を図ること。

5. 2008年度最低賃金について

(1) 愛媛県最低賃金

地方最低賃金審議会における審議にあたっては、各地方におけるこれまでの審議経過や必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準等を十分考慮し、適正な審議によって「地域の自主性」を十分発揮し、これまでの審議経過を大切にしつつも、地域格差是正・最低生活賃金水準や愛媛に働く全労働者の「底上げ」に視点を当てた審議が行えるよう指導すること。

(2) 愛媛県産業別最低賃金

産業別最低賃金制度は、未組織労働者を含めた当該産業の団体交渉による賃金決定を補完し、賃金の社会的規制の機能をもっている。当該産業の労使による企業内最低賃金協定の締結などによる合意形成を取り組みの基礎としながら、当該産業労使の話し合い、地域における審議会での労使合意を前提とした決定を行っており、この取り組みが労使関係の安定や事業の公正競争確保の役割を果たし、賃金底支えの重要な機能を担っている。こうした実態を十分に踏まえ、産業別最低賃金についても、現行制度の役割と機能の拡充・強化により、企業の規模間格差是正と全産業の「底上げ」を図ること。

(3) その他

労働者の誰もが、労働の対価として、地域別最低賃金額を上回る賃金を受け取る権利が保障されている。しかし、外国人技能実習生やハイ・タク、輸送等の特定業種における最低賃金違反の事例が数多くみられる。

立ち入り監査要員の増強等、監督行政の抜本強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発等により、最低賃金制度の実効性を高めること。また、監督のために必要な関係他省庁との連携を一層強化し、実効性を担保すること。

以上